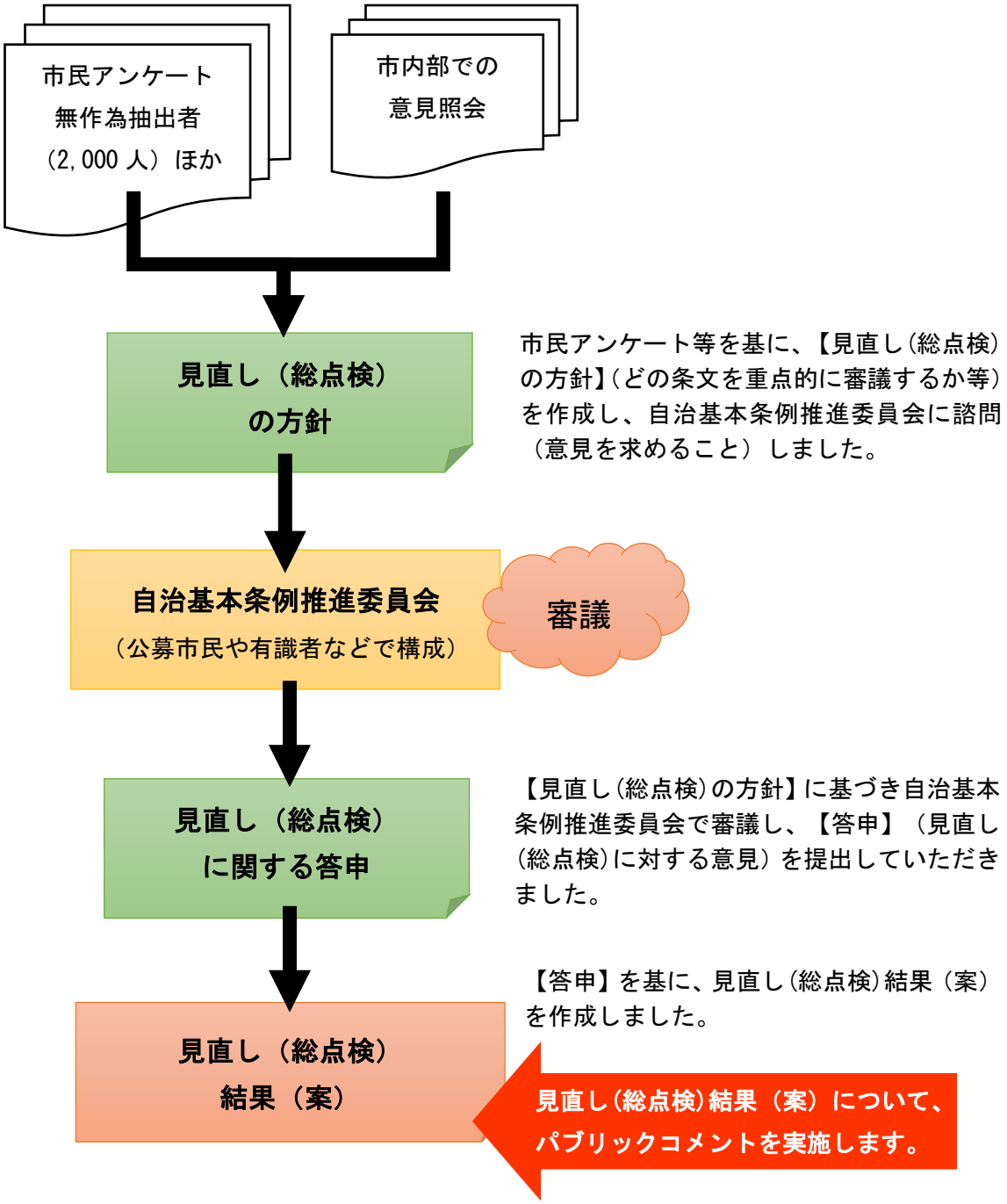
厚木市自治基本条例の見直し（総点検）結果（案）概要

1　自治基本条例の見直し（総点検）について

厚木市自治基本条例第 39 条では、市長は「４年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする」と規定されています。

そのため、意向調査（市民アンケート）等により、多くの市民の皆様から頂いた御意見を踏まえ、本条例施行（平成 22 年）後、４回目となる自治基本条例の見直し（総点検）を行い、その結果をまとめました。

2　検討経過



３　見直し（総点検）結果（案）

規定は、全て改正不要と判断しました。

また、逐条解説は、９つの規定で改訂が必要と判断しました。

(1) 見直し（総点検）の方針で、条文について見直しを行う必要があると判断した規定

ア　第７条　市民の責務

<table>
<tr><th>見直しの方針</th><th>見直し結果（案）</th></tr>
<tr><td>市民のまちづくりへの参加に対する考え方が多様化・二極化していることから、見直しを行う必要があると考える。

答申

地方自治法第 10 条第２項に、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定められているように、市民は、行政サービスを受ける権利を有すると同時に、責務を負うことは当然のことである。
自治の主体である市民の意思に基づいたまちづくりを進めるためには、市民に対してまちづくりへの参加を求めることは欠かせないことから、規定を改正する必要はないものと考える。</td><td>自治の主体は市民であり、まちづくりは市民の意思に基づいて行われることが重要であることから、本条例では、市民参加や協働を自治の基本的なルールとして定めている。
市民のまちづくりへの参加には、市民が自らの意思に基づいてまちづくりに関わることを保障する権利としての側面がある一方、自治の主体である市民が、まちづくりの担い手として関わることが期待されるという側面もある。
したがって、市民のまちづくりへの参加を権利と責務の両面から規定することは、市民自治の考え方に沿ったものであり、市民のまちづくりへの参加を促すとともに、その重要性を共有する上でも、現行の規定は適切であると判断し、規定の改正は行わないものとする。</td></tr>
</table>

イ　第８条　子どもの権利、責務等

見直しの方針	見直し結果（案）
子どもの権利について多様な意見があることや、こども基本法における子どもの定義や表記を踏まえ、見直しを行う必要があると考える。 なお、逐条解説については、「障害」の表記を「障がい」に修正する必要がある。	市民アンケートで意見のあった「学ぶ権利」については「育つ権利」に、「意見表明権」については、第６条（市民の権利）に規定する「まちづくりに参加する権利」及びこども育成条例の基本理念に、それぞれその趣旨が反映されているものと考える。 また、子どもの定義について、こども基本法では、切れ目のない支援を行う観点から、子どもを「心身の発達の過程にある者」と定義し、年齢による一律の線引きをしていない。これに対し、本条は、子どもの権利条約の考え方を踏まえ、将来の自治の担い手として子どもが健やかに成長するための特有の権利や責務を定めるものである。 したがって、それぞれの法律・条例の趣旨を踏まえ、本条例においては、子どもの権利条約における「18 歳未満のすべての者」という考え方を基本とし、「18 歳未満の市民」とする現行の規定を維持することが適切であると判断し、規定の改正は行わないものとする。 ただし、こども育成条例がこども基本法の趣旨を踏まえて改正されていることにも留意し、今後も社会情勢の変化や他の条例、関連施策等との整合性を考慮しながら、子どもの定義の在り方について継続的に検討していくこととする。 また、逐条解説については、「障害」の表記を「障がい」に修正するとともに、子どもの権利条約、こども基本法及びこども育成条例における子どもの定義の違いや、それぞれの目的・趣旨について、より分かりやすい解説文に改める。
答申	
本条は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の考え方を踏まえ、自治基本条例における子どもの位置付けを示したものであり、子どもの定義については、それぞれの法律や条例等において、その目的や趣旨に応じた考え方が示されている。 このことから、自治基本条例における子どもの定義を必ずしもこども基本法に合わせる必要はなく、現時点では規定を改正する必要はないものと考える。 ただし、こども育成条例がこども基本法の趣旨を踏まえて改正されていることから、今後も社会情勢の変化を踏まえ、他の条例や関連施策等との整合性についても考慮しながら、子どもの定義の在り方について継続的に検討していくことが必要である。 また、逐条解説については、見直しの考え方のとおり改訂するとともに、子どもの権利条約、こども基本法及びこども育成条例における子どもの定義の違いについて、より分かりやすく説明する必要があると考える。	

ウ　第 32 条　コミュニティ団体に対する市民等の責務
　　第 33 条　コミュニティ団体との協働

見直しの方針	見直し結果（案）
コミュニティ団体のうち、特に自治会は、まちづくりに欠かせない存在であるが、自治会に対する考え方が多様化・二極化していることや加入率の低下が顕著であることから、現行の規定で十分であるか、見直しを行う必要があると考える。 **答申** 自治会は、地域コミュニティを担う重要な団体であるが、自治会の他にも地域で活動する団体や市民活動団体など多様なコミュニティ団体が存在し、市民はそれぞれの立場でまちづくりに参加している。 また、自治会に対する市民意識の変化や加入率の低下といった課題に対しては、現行の第 32 条及び第 33 条の趣旨を踏まえ、加入促進を始めとする運用上の取組を充実させることが重要である。 以上のことから、現行規定の趣旨と自治会を始めとしたコミュニティ団体を取り巻く現状を総合的に勘案すると、規定を改正する必要はないものと考える。	自治会は、地域コミュニティを担い、市民生活を支える重要な団体である。一方で、まちづくりは自治会に限らず、様々な主体によって支えられていることから、本条例に自治会を個別に位置付けるのではなく、コミュニティ団体全体を捉えることが適当であると考える。 その上で、自治会が地域において果たしている役割を認識し、継続的に支援を行うとともに、社会情勢や自治会を取り巻く環境の変化を踏まえ、市自治会連絡協議会や各自治会と連携しながら、加入促進や負担軽減等の取組を進めていくことが求められる。 したがって、自治会については、条例に個別に規定することよりも、運用面での取組を充実させていくことが適当であると判断し、規定の改正は行わないものとする。 ただし、自治会は、防犯活動、美化活動等の地域活動や地域コミュニティの維持を始め、災害時の共助の取組において中心的な役割を担っていることから、自治会との協働の在り方について、継続的に検討していくこととする。

(2) 逐条解説について見直しを行う必要があると判断した規定
ア　第８条　子どもの権利、責務等
　　子どもの定義について、より分かりやすい解説文に改める。
イ　第 14 条　市職員の役割及び責務
　　内容を整理し、分かりやすい解説文に改める。
ウ　第 23 条　法令遵守
　　法令遵守の根拠を整理し、分かりやすい解説文に改める。

(3) 逐条解説内の用語及び表現等について修正を行う必要があると判断した規定

ア　前文

イ　第５条　　自治の基本原則

ウ　第８条　　子どもの権利、責務等

エ　第 16 条　総合計画

オ　第 17 条　組織等

カ　第 19 条　財政運営

キ　第 30 条　事業の実施に係る市民参加

厚木市自治基本条例の見直し（総点検）結果（案）

令和８年　月

厚木市

目次

資料の構成について 1
前文 2
第１章　総則 4
　第１条（目的） 4
　第２条（自治基本条例の位置付け） 6
　第３条（定義） 8
第２章　自治の基本理念 10
　第４条（自治の基本理念） 10
第３章　自治の基本原則 12
　第５条（自治の基本原則） 12
第４章　市民 14
　第６条（市民の権利） 14
　第７条（市民の責務） 16
　第８条（子どもの権利、責務等） 18
　第９条（事業者の権利及び責務） 21
第５章　議会及び議員 23
　第 10 条（議会の役割及び責務） 23
　第 11 条（議員の役割及び責務） 25
第６章　市長、市長等及び市職員 27
　第 12 条（市長の役割及び責務） 27
　第 13 条（市長等の役割及び責務） 29
　第 14 条（市職員の役割及び責務） 31
第７章　行政運営 33
　第 15 条（行政運営の基本事項） 33
　第 16 条（総合計画） 35
　第 17 条（組織等） 37
　第 18 条（行政評価） 39
　第 19 条（財政運営） 41
　第 20 条（危機管理） 43
　第 21 条（情報の公開等） 45
　第 22 条（個人情報の保護） 47
　第 23 条（法令遵守） 49
　第 24 条（法令の解釈等） 51
　第 25 条（行政手続） 53
　第 26 条（市民からの要望等への対処） 55
　第 27 条（行政処分等に対する不服への対処） 57
第８章　参加及び協働の推進 58

第 28 条（政策等に対する意見等）..... 58
第 29 条（条例等の制定等への市民参加）..... 60
第 30 条（事業の実施に係る市民参加）..... 62
第 31 条（審議会等の運営）..... 64
第 32 条（コミュニティ団体に対する市民等の責務）..... 66
第 33 条（コミュニティ団体との協働）..... 69
第 34 条（地区市民自治推進組織）..... 71
第 35 条（市民の課題解決に対する意識の高揚等）..... 73
第 36 条（住民投票）..... 75
第 9 章　広域連携及び交流 77
第 37 条（広域連携及び交流）..... 77
第 10 章　自治基本条例推進委員会 79
第 38 条（自治基本条例推進委員会）..... 79
第 11 章　自治基本条例の見直し 81
第 39 条（自治基本条例の見直し）..... 81
第 12 章　自治基本条例の改正 83
第 40 条（自治基本条例の改正）..... 83

資料の構成について

この資料は、厚木市自治基本条例第 39 条第１項の規定に基づき、同条例の見直し（総点検）を実施するに当たり、条ごとに見直しの考え方等を示したものです。各ページの構成は、次のとおりです。

前文又は条文を記載

１　前回の見直し（令和４年度）結果

前回の見直しの結果を記載

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当、おおむね妥当、不十分、点検対象外のいずれかを記載	委員会からの意見を記載
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	令和８年４月に実施した市民アンケートにおける結果を基に記載 【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ●●●人／●●●人　　●．●％ ※　市民アンケートが章ごとに回答する形式であったため、割合は章ごとに同じ値を記載 【主な見直すべき内容・理由】 自由記述いただいた内容の一部を記載
庁内各部署	令和８年１月に実施した庁内照会結果を基に記載

４　見直しの考え方

市が考える見直しの方向性（改正の要否等）について記載しています。

５　自治基本条例推進委員会による答申

諮問に基づく見直し検討の結果を記載しています。

６　見直し結果

委員会等の意見を踏まえ、最終的な見直し結果を記載しています。

前文

大山に連なる山々や丘陵の豊かな緑と、相模川を始めとする多くの清流に恵まれ、四季をとおして美しい自然が生き生きと輝くわたくしたちのまち厚木市は、古くから人々が自然をいかした生業を起こし、自然の循環と都市機能を融合させながら、広域的な要衝の地としての地位を築き上げてきました。

わたくしたち市民は、厚木市の豊かな自然、歴史に培われてきた文化など、先人のたゆまぬ努力により守り育まれてきた様々な厚木市の素晴らしさを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継ぐため、平和を希求する意思の下、人を大切にする心、互いの個性を認め合う心、人と人との絆を大切にする心を尊び、個人として尊重され、連帯して自治の推進に努めなければなりません。

これらを基本として、市民、議会及び市長等が共通の目標を定め、互いの立場を認め合い、尊重し合い、支え合いながら、それぞれの役割を果たし、協力していく、協働による自治を推進するとともに、活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくるため、ここに厚木市自治基本条例を制定します。

1　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

2　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

3　条文等に関する意見

市民アンケート	対象外
庁内各部署	・逐条解説の「④平和を希求する意思」の説明について、令和７年度に戦後・被爆 80 年を迎え、新たに日本非核宣言自治体協議会に加盟したため、本市の平和関連団体への加盟状況を更新する必要がある。

4　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、逐条解説については、「平和を希求する意思」の解説文について、現状に即した内容に改訂する必要がある。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、逐条解説については、見直しの考え方のとおり改訂する必要があると考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

用語の説明の「④平和を希求する意思」について、令和７年に新たに日本非核宣言自治体協議会に加盟したことを追加し、現状に即した内容に改める。

第１章　総則

第１条（目的）

この自治基本条例は、厚木市における自治の基本理念及び基本原則並びに市民、議会及び市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、自治を推進するための基本的な事項を定め、もって自治の確立を図ることを目的とする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４０人／６７９人　　５．９％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・災害や社会の変化に強い「レジリエンス（強靭性）」と、次世代に負担を先送りしない「持続可能性」の視点を盛り込むべきです。これにより、道路や下水道の整備、発達支援といった課題が、市の最優先事項として位置付けられることを期待します。
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

本条は、条例が達成しようとする目的を定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

５　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第２条（自治基本条例の位置付け）

この自治基本条例は、厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例とする。 ２　この自治基本条例以外の条例、規則等（以下「条例等」という。）の制定、改正、廃止及び運用は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行わなければならない。 ３　この自治基本条例の内容に即し、分野別の基本条例を整備することにより、条例等の体系化を図るものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４０人／６７９人　　５．９％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・分野別の基本条例で定めるべきことと、自治基本条例で定めることの区別が明示されていない。分野別の基本条例では、最低限何を定めるかの定義があってもよいのではないか。例:「分野別の基本条例及び個別条例は、情報共有、説明責任、市民参加及び協働を具体化する内容を備える。」など
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

本条は、厚木市の例規体系における本条例の位置付け等について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第３条（定義）

この自治基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 厚木市内に居住する者

イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者

ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体

エ 厚木市に対し納税の義務を負う者

(2) 自治 厚木市に関することを自らの責任と権限において、市民の意思に基づき決定し、実施することをいう。

(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 協働 市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を理解し、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、及び協力することをいう。

(5) まちづくり 活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般をいう。

(6) コミュニティ団体 構成員が地縁又は共通の公共的な関心事によってつながりを持ち、互いに助け合い、及び共通の目的を達成するために活動する団体をいう。

1　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

より多くの人々の知識や経験をまちづくりにいかすため、住民ではない人も市民とするが、更に市民の範囲を拡大することについては、物理的かつ継続的に市民の権利・責務を果たすことが難しいと思われるため、規定の改正は行わないものとします。

2　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

3　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４０人／６７９人　　５．９％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・市民の定義は、外国籍住民や関係人口を包摂する表現に見直し、多様な主体が参加できる土台を作ってください。 ・厚木市内に通学し、又は通勤する者は、市民に含まれないと思う。 ・「厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体」がアバウトすぎる。どうやって個人の活動を証明するのか。 ・「厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体」は、宗教団体及び非合法団体、反社会勢力も市民とみなすということか。 ・自治の定義に「第 11 次厚木市総合計画」の将来都市像である「共創」の概念を反映させることを提案します。最高規範である本条例に「共に新たな価値を創り出す」姿勢を明記することで、各個別施策における市民・事業者・行政のパートナーシップをより強固なものにできると考えます。 ・まちづくりの定義に「安全」を加えた方がよい。
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第２章　自治の基本理念

第４条（自治の基本理念）

自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。 (1) 人と人との絆を大切にする自治 (2) 協働による自治 (3) 自然の循環と文化を大切にする自治

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４７人／６７９人　　６．９％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・第１号、第２号、第３号の前提ともいえる「人間（又は人権）の尊重」を入れてはどうでしょうか。 ・サステナビリティの概念を加えてはいかがでしょうか。 ・「人と人との絆を大切にする自治」の位置付けはわかりますが、具体的に人と人との交流の深め方、多様性のある考え方をどのようにして基本理念に取り組んでいくかの方策も条文化すべきである。 ・「自然の循環」が分かりにくい。（複数意見） ・「自然の循環」を「自然環境」に変えた方がよい。
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

自治の基本理念は、基本的な考え方や方向性を示すもので、その内容は前文に示されているほか、具体的な事項については、個別の条例及び計画等で明らかにしているため、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第３章　自治の基本原則

第５条（自治の基本原則）

市民、議会及び市長等は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則を定め、自治を推進する。

(1) 市民自治の原則

ア 自治の主体は、市民であること。

イ 市民の意思に基づくまちづくりを行うこと。

ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。

(2) 参加及び協働の原則

ア 市民のまちづくりへの参加を進めること。

イ 相互の活動への参加を広げること。

ウ 協働によるまちづくりを進めること。

(3) 情報共有の原則

ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること。

イ 保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。

(4) 説明責任の原則

ア 相互に説明責任を果たすこと。

イ 説明は、分かりやすいものであること。

(5) 自然共生及び文化継承の原則

ア 自然との共生を図ること。

イ 文化の継承及び創造に努めること。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

3　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４７人／６７９人　　６．９％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・第２号「参加及び協働の原則」に、参加機会が平等に保障される旨の記述があってもよいのではないか（年齢、障害の有無、言語によらないなど）。 ・第２号のイ「相互の活動」が分かりにくい。
庁内各部署	・逐条解説の「◆近年制定された人権に関わる主な法律」のうち、次の法律の名称が誤っている。 【誤】障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者へ支援を講じるための法律（障害者虐待防止法） 【正】障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

4　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、逐条解説については、誤った法律名を正しく修正する必要がある。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、逐条解説については、見直しの考え方のとおり改訂する必要があると考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

「◆近年制定された人権に関わる主な法律」のうち、「障害者の虐待の予防と早期発見、及び養育者へ支援を講じるための法律」は誤った法律名であるため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に正しく修正する。

第４章　市民

第６条（市民の権利）

市民は、次に掲げる権利を有する。 (1) 安心・安全に生活する権利 (2) 知る権利 (3) まちづくりに参加する権利

１　前回の見直し（令和４年度）での意見

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ７１人／６７９人　　１０．５％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・第１号「安心・安全」を「安全・安心」に順序を変える。安全があって安心になる“安全第一”のメッセージを伝える。 ・第１号に「健康」を追加したらよいのではないか。 ・「安心・安全な生活を求める請求をする権利」の追加が必要ではないか。 ・現代的な課題に即して再整理すべきです。
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第７条（市民の責務）

市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。この場合において、市民は、まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。 ２ 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いに尊重するとともに、自らの発言及び行動に対して責任を持たなければならない。 ３ 市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要 高齢化が社会問題として顕著になってきているが、市民の責務や権利等については、一定の年齢等でその責務や権利等が大きく変化するものではないと考えられる。また、年齢により新たな区分を作成することは、負担感の増大や、世代間の分断等デメリットが多いと判断されることから、規定の改正は行わないものとします。

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ７１人／６７９人　　１０．５％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・「まちづくりに参加するよう努めなければならない。」を他の積極的な言葉に変更する。 ・「まちづくりに参加するよう努めなければならない。」を「まちづくりに参加するとともに、協力しなければならない。」に改める。 ・「まちづくりに参加するように努めなければならない。」とされているが言いすぎではないか。「まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。」とただし書きとして言及するのも不自然。

	例えば、「市民は、自治の主体であることを自覚し、まちづくりに関心を持たなければならない」などの表現で十分。 ・第３項が分かりにくい。（複数意見） ・高齢社会に対して、高齢者の権利、責務等を明記した方がよいと思います。
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

市民のまちづくりへの参加に対する考え方が多様化・二極化していることから、見直しを行う必要があると考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

地方自治法第 10 条第２項に、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定められているように、市民は、行政サービスを受ける権利を有すると同時に、責務を負うことは当然のことである。

自治の主体である市民の意思に基づいたまちづくりを進めるためには、市民に対してまちづくりへの参加を求めることは欠かせないことから、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

自治の主体は市民であり、まちづくりは市民の意思に基づいて行われることが重要であることから、本条例では、市民参加や協働を自治の基本的なルールとして定めている。

市民のまちづくりへの参加には、市民が自らの意思に基づいてまちづくりに関わることを保障する権利としての側面がある一方、自治の主体である市民が、まちづくりの担い手として関わることが期待されるという側面もある。

したがって、市民のまちづくりへの参加を権利と責務の両面から規定することは、市民自治の考え方に沿ったものであり、市民のまちづくりへの参加を促すとともに、その重要性を共有する上でも、現行の規定は適切であると判断し、規定の改正は行わないものとする。

第８条（子どもの権利、責務等）

子ども（18 歳未満の市民をいう。以下同じ。）は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。 (1) 生きる権利 (2) 育つ権利 (3) 守られる権利 ２　子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。 ３　市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

逐条解説の改訂が必要 大きな社会情勢の変化の一つである「こども基本法」について、本条例と整合が取れていることから、規定の改正は行わないものとします。 なお、逐条解説については、こども基本法や、児童の権利に関する条約等を加え、より分かりやすいものとなるよう改めます。
【対応結果】 こども基本法や児童の権利に関する条約等の説明を加えた。

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ７１人／６７９人　　１０．５％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・「生きる権利」と「育つ権利」というのはほぼ同義であると思います。（複数意見） ・子どもの「意見表明権」という具体的な内容を入れるべきである。（複数意見）

	・「学ぶ権利」が重要であると感じる。学びに特化した項目の追加とその取組を求める。（複数意見） ・第２項「その年齢に応じた市民の責務」の具体的な内容が分かりにくい。
庁内各部署	・こども基本法を踏まえ、子どもの定義について整理するとともに、「子ども」を平仮名表記の「こども」に修正する。 ・逐条解説の「障害」の表記について、障害の「害」という字のマイナスの印象を考慮するとともに、障がいがある人への理解を深めていくため、「害」の漢字を用いないで、平仮名で表記する。

4　見直しの考え方

子どもの権利について多様な意見があることや、こども基本法における子どもの定義や表記を踏まえ、見直しを行う必要があると考える。

なお、逐条解説については、「障害」の表記を「障がい」に修正する必要がある。

5　自治基本条例推進委員会による答申

本条は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の考え方を踏まえ、自治基本条例における子どもの位置付けを示したものであり、子どもの定義については、それぞれの法律や条例等において、その目的や趣旨に応じた考え方が示されている。

このことから、自治基本条例における子どもの定義を必ずしもこども基本法に合わせる必要はなく、現時点では規定を改正する必要はないものと考える。

ただし、こども育成条例がこども基本法の趣旨を踏まえて改正されていることから、今後も社会情勢の変化を踏まえ、他の条例や関連施策等との整合性についても考慮しながら、子どもの定義の在り方について継続的に検討していくことが必要である。

また、逐条解説については、見直しの考え方のとおり改訂するとともに、子どもの権利条約、こども基本法及びこども育成条例における子どもの定義の違いについて、より分かりやすく説明する必要があると考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要
市民アンケートで意見のあった「学ぶ権利」については「育つ権利」に、「意見表明権」については、第６条（市民の権利）に規定する「まちづくりに参加する権利」及びこども育成条例の基本理念に、それぞれその趣旨が反映されているものと考える。 また、子どもの定義について、こども基本法では、切れ目のない支援を行う観点から、子どもを「心身の発達の過程にある者」と定義し、年齢による一律の線引きをしていない。これに対し、本条は、子どもの権利条約の考え方を踏まえ、将来の自治の担い手として子どもが健やかに成長するための特有の権利や責務を定めるものである。 したがって、それぞれの法律・条例の趣旨を踏まえ、本条例においては、子どもの権利条約における「18 歳未満のすべての者」という考え方を基本とし、「18 歳未満の市民」とする現行の規定を維持することが適切であると判断し、規定の改正は行わないものとする。 ただし、こども育成条例がこども基本法の趣旨を踏まえて改正されていることにも留意し、今後も社会情勢の変化や他の条例、関連施策等との整合性を考慮しながら、子どもの定義の在り方について継続的に検討していくこととする。 また、逐条解説については、「障害」の表記を「障がい」に修正するとともに、子どもの権利条約、こども基本法及びこども育成条例における子どもの定義の違いや、それぞれの目的・趣旨について、より分かりやすい解説文に改める。

第９条（事業者の権利及び責務）

事業者（厚木市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。）は、市民の権利を有し、市民の責務を負うとともに、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ７１人／６７９人　　１０．５％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・事業者の責務に、多様な特性を持つ市民の雇用環境整備や、地域インフラ維持への協力を加え、街全体で支え合う仕組みに見直すべきです。
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

５　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第５章　議会及び議員

第 10 条（議会の役割及び責務）

議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。 ２　議会は、市民福祉の充実を図るため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。 ３　議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

逐条解説の改訂が必要 議会が憲法上は「議事機関」であることを加え、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 議会が憲法上は「議事機関」であることを加えた。

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４７人／６７９人　　６．９％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・「開かれた議会運営に努めなければならない。」ではなく、「しなければならない。」の方がよいと思った。 ・少数派や当事者の声を直接聴取し、政策に反映する対話の場を義務付けるべきです。
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 11 条（議員の役割及び責務）

議員は、議会の役割及び責務を認識し、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。 ２　議員は、職務に伴う調査研究活動等を通じ、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４７人／６７９人　　６．９％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・第１項「公正かつ誠実に職務を行わなければならない。」の前に「公益性の有無を判断し、」を追加 ・調査研究活動に要した費用及び成果を公表する義務がある旨を記載すべきと思います。 ・市民の代表として市民全体の利益に資する行動を常に心掛ける等の行動倫理に関する規定を追加してはいかがでしょうか。 ・議員は地域の課題について積極的に情報入手に努めることを明記すべき。 ・議員の資質向上の文言を設ける。（複数意見）
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第６章　市長、市長等及び市職員

第 12 条（市長の役割及び責務）

市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。 ２　市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない。 ３　市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

逐条解説の改訂が必要 時代の変化や自治基本条例推進委員会の答申を基に、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 経営感覚に関する説明文を改めた。

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５３人／６７９人　　７．８％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・「市長は、経営感覚を持ち」を「行政の代表者としての自覚を持ち、市民に不利益が被らないように」に改正する。 ・「市長は、経営感覚を持ち」に違和感があります。（複数意見） ・第４項に「市長は従前の規則等及び制度が時代の変化に適したものになっているかの点検を実施しなければならない。」を追加
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、「経営感覚」という表現に多くの意見があるが、地方自治法第２条第 14 項に規定されている「最少の経費で最大の効果を挙げる」ためには、経営感覚は欠かせないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 13 条（市長等の役割及び責務）

市長等は、その権限及び責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。 ２　市長等は、事務事業の執行等について、市民への説明責任を果たさなければならない。 ３　市長等は、相互の連携及び協力を図り、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５３人／６７９人　　７．８％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

５　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 14 条（市職員の役割及び責務）

市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。 ２　市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。 ３　市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

逐条解説の改訂が必要 会計年度任用職員を追加し、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 会計年度任用職員の説明を加えた。

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５３人／６７９人　　７．８％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・「奉仕者」のという言葉は今の時代に合ってない。私は、市職員を市民の代理人と認識しています。良い言葉があれば変えてもよいのでは。（複数意見） ・第２項は、市のサービスで形骸化しているものや前例を踏襲しただけのものを排除できるよう、事務事業を「常に見直す」という内容が明確になる表現になるとよいと考えます。 ・第２項「職務を行わなければならない。」を「職務を迅速に行わなければならない。」に変更

庁内各部署	・逐条解説に、一般職の職員のみに関する事項（服務の宣誓）が記載されていることなどから、内容を整理する必要がある。

4　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、「奉仕者」という表現に多くの意見があるが、憲法第 15 条第２項に「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定されている。

また、逐条解説については、市職員の範囲が明確になるよう、見直しを行う必要があると考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、逐条解説については、一般職と特別職の区別が曖昧であることから、解説文全体について検討し、改訂する必要があると考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

市職員は、一般職の職員と特別職の職員に分類されるが、服務の宣誓など、一般職のみが対象となる説明があり、その対象が明示されていないことから、内容を整理した上で分かりやすい解説文に改める。

第７章　行政運営

第 15 条（行政運営の基本事項）

市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。 ２　市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。 ３　市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

逐条解説の改訂が必要 市民参加と市民協働について、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 市民参加と市民協働については、第５条に解説があることを加えた。

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	第３項にある成果重視の視点により行政運営が行われるよう、各事業において効果検証を行い、成果を明示するよう努めること。

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５９人／６７９人　　８．７％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・「最少の経費」は「適正な経費」等の表現がよいのでは。 ・第３項の「成果重視」はおかしい。市政運営は経営ではない。短期は重要だが、中長期の展望も見据えた行政運営を行うべき。

	・ＰＤＣＡサイクルが記述されているのであれば、プロセス目標の考えを明確にした方がよいのではないか。
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

本条は、行政運営を行う上で最も基本とすべき事項を定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 16 条（総合計画）

市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。 ２　市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。 ３　市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５９人／６７９人　　８．７％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・総合計画の見直しや改定についての記載。 ・第４項「市長は従前の規則等及び制度の点検結果を総合計画に反映させなければならない。」を追加する。
庁内各部署	・逐条解説について、総合計画の構成に関する記述を第 11 次総合計画の構成内容に修正する必要がある。 第 10 次総合計画：基本構想・基本計画・実施計画の三層で構成 第 11 次総合計画：長期ビジョンとアクションプランの二層で構成

4　見直しの考え方

本条は、市における最上位計画である総合計画について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、逐条解説については、総合計画の構成に関する記述について、現状に即した内容に改訂する必要がある。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、逐条解説については、見直しの考え方のとおり改訂する必要があると考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

令和８年度から第 11 次総合計画がスタートし、総合計画の構成が「基本構想－基本計画－実施計画」の三層から「長期ビジョン－アクションプラン」の二層に変わったことから、総合計画に関する記述を現状に即した内容に改める。

第 17 条（組織等）

市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。 ２　市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５９人／６７９人　　８．７％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・第２項「市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう」だと何にいかすのか曖昧なため、「市職員がその能力及び適性が自治に活かされるよう」 ・道路整備や福祉支援など、複合的な課題に部局横断で対応する「縦割り打破」の体制構築を明記してください。
庁内各部署	・逐条解説について、現行の人材育成基本方針に定める職員像に改める必要がある。

4　見直しの考え方

本条は、市長等が行政運営を行う上で必要となる組織の形成、職員の人事配置及び人材育成について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、逐条解説については、職員像に関する記述について、現状に即した内容に改訂する必要がある。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、逐条解説については、見直しの考え方のとおり改訂する必要があると考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

令和６年３月に人材育成基本方針を改定したことから、人材育成基本方針及び職員像に関する記述を現状に即した内容に改める。

第 18 条（行政評価）

市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。 ２　市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５９人／６７９人　　８．７％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

本条は、第 15 条で規定する政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）の評価に当たる行政評価について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

５　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 19 条（財政運営）

市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。 2　市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。 3　市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。

1　前回の見直し（令和４年度）結果

逐条解説の改訂が必要 表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 「第９次厚木市総合計画」を「厚木市総合計画」に改めた。

2　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

3　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５９人／６７９人　　８．７％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	・逐条解説について、総合計画の構成に関する記述を第 11 次総合計画の構成内容に修正する必要がある。 第 10 次総合計画：基本構想 12 年間・基本計画６年間・実施計画３年間の三層で構成 第 11 次総合計画：長期ビジョン 10 年間とアクションプラン５年間の二層で構成

4　見直しの考え方

本条は、健全かつ計画的な財政運営を行うことについて定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、逐条解説については、総合計画の構成に関する記述について、現状に即した内容に改訂する必要がある。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、逐条解説については、見直しの考え方のとおり改訂する必要があると考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

令和８年度から第 11 次総合計画がスタートし、総合計画の構成が「基本構想－基本計画－実施計画」の三層から「長期ビジョン－アクションプラン」の二層に変わったことから、総合計画に関する記述を現状に即した内容に改める。

第 20 条（危機管理）

市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。 ２　市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要 新型コロナウイルス感染症等、様々な自然災害について、包括的に網羅していることから、規定の改正は行わないものとします。

２　前回の見直し（年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５９人／６７９人　　８．７％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・危機管理の中に「情報」という財産についても記載がある方がよいと思いました。 ・危機管理の現代化、特に、平時の備えと要配慮者対応の明示。 ・第１項は、危機管理の認識（範囲）をもっと詳細にすべきだと思う。 ・第２項に市民側の対処についても記載されているが、市民の義務が第７章（行政運営）の中に括られているのは違和感がある。第７条（市民の責務）に集約すべきではないか。 ・第２項は、第１項と同じように具体的な内容を記載した方がよい。

	・第２項の自助、共助の精神の下、公助に対する協力を入れる必要があると考えます。
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

大雨や大型台風等の気象災害の激甚化や都心南部直下地震の発生リスクが懸念される中、危機管理に対する市民の関心が高まっているが、現行の規定により網羅できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 21 条（情報の公開等）

議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとする。 ２　議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	文書の適正管理について、今後、デジタル化に向けた抜本的な改革に対応できるよう、既存ルールの周知を徹底していただきたい。
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５９人／６７９人　　８．７％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

本条は、市民との情報の共有を図るための仕組みの整備及び情報公開について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

５　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 22 条（個人情報の保護）

市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。 ２　議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	マイナンバーに関する管理や運用方法について心配している方が多い。 情報の漏洩事故が起きないよう、市が適切に取り扱っていることの周知に取り組んでいただきたい。
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５９人／６７９人　　８．７％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・第１項及び第２項に「市職員」を追記すると、職員の個人情報保護についての自覚が高まると思います。
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

本条は、個人情報の保護について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 23 条（法令遵守）

市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

1　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

2　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

3　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５９人／６７９人　　８．７％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	・逐条解説について、市職員が法令を遵守しなければならないのは、法治主義の観点から当然のことであるため、法令遵守の理由を議会及び市長と合わせる。

4　見直しの考え方

本条は、公正な自治の推進のため、自治に関わる者に対して法令の遵守を義務付けることを定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。 なお、逐条解説については、解説文全体について、実情に合った内容に見直しを行う必要があると考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。 なお、逐条解説については、地方自治法における執行機関と補助機関の関係を踏まえた上で、解説文全体について検討し、改訂する必要があると考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要
地方自治法や地方公務員法などを踏まえ、議員、市長及び市職員が法令を遵守しなければならない根拠を整理し、分かりやすい解説文に改める。

第 24 条（法令の解釈等）

議会及び市長等は、市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進するものとする。

1　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

2　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

3　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５９人／６７９人　　８．７％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・「法令及び条例等を自主的に解釈するとともに」は、拡大解釈される恐れがあり、市民の利益制限につながる。（複数意見）
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

本条は、法令等の自主解釈権や自主立法権について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 25 条（行政手続）

市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。 ２　市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	審査基準等の設定率について、設定することが困難な案件や設定する余地がないものを母数から除き、本来市が設定しなければいけないものに対し、どの程度設定できているかをわかりやすく示すことができるよう母数の考え方について検討されたい。
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５９人／６７９人　　８．７％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

本条は、処分、行政指導及び届出に係る手続について、適正に行わなければならないことを定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 26 条（市民からの要望等への対処）

市長等は、市民からの要望、苦情等への対処の仕組みを整備するものとする。 ２　市長等は、市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対処し、その経過及び結果について回答するものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	おおむね 妥当	要望・苦情等について、迅速に対応していただいている実感はあるが、対応後の報告がないケースが多いため、報告までしっかりと対応していただきたい。

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５９人／６７９人　　８．７％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

５　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　**改正不要**

第 27 条（行政処分等に対する不服への対処）

市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

1　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

2　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

3　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ５９人／６７９人　　８．７％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・近年の個人的な意見・申出が多いであろうなか、文章・表現は現行のままでよいのだろうか。
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

本条は、行政処分等に対して不服がある市民の申出があった場合に、必要な措置を講ずることを定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第８章　参加及び協働の推進

第 28 条（政策等に対する意見等）

市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	「わたしの提案（政策提案）」制度のハードルが高いと感じる。 提案しにくい仕組みなのであれば、政策提案の制度自体について、改めて検討していただきたい。
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	おおむね妥当	「わたしの提案（政策提案）」制度について、様式の見直しだけでなく、一般提案との統合や制度そのものの廃止等、踏み込んだ検討をしていただきたい。

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４８人／６７９人　　７．１％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

本条は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みの整備について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 29 条（条例等の制定等への市民参加）

市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。 (1) 条例等の制定、改正又は廃止 (2) 計画の策定、改定又は廃止 (3) その他重要な政策等の策定 ２　市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４８人／６７９人　　７．１％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	・地方公営企業法を全部適用している市立病院については、経営責任者である事業管理者の権限を明確にし、経営を行うためにも、市民参加手続の対象となる実施機関から除外すべきであると考える。

4　見直しの考え方

本条は、条例等の制定等、計画の策定等の際に必要な市民参加の機会を設けることについて定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 30 条（事業の実施に係る市民参加）

市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

1　前回の見直し（令和４年度）結果

逐条解説の改訂が必要 より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 総合計画に定める重要な事業の説明文を改めた。

2　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	おおむね 妥当	市民生活に重大な影響を与える事業は他にもたくさんあると思われる。「総合計画に定める重要な事業」について判断基準を設けるなど、適正な運用がなされるよう努めていただきたい。

3　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４８人／６７９人　　７．１％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	・現行の第 11 次総合計画の構成に合わせ、「総合計画実施計画事業」の表記を「総合計画アクションプラン」に修正する必要がある。

4　見直しの考え方

本条は、重要な事業の実施段階で市民参加の機会を設けることについて定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、逐条解説については、「総合計画実施計画事業」の表記を「総合計画アクションプラン」に修正する必要がある。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、逐条解説については、見直しの考え方のとおり改訂する必要があると考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

令和８年度から第 11 次総合計画がスタートし、総合計画の構成が「基本構想－基本計画－実施計画」の三層から「長期ビジョン－アクションプラン」の二層に変わったことから、総合計画に関する記述を現状に即した内容に改める。

第 31 条（審議会等の運営）

市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。 ２　市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。 ３　審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。 ４　審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要 現状、厚木市に「その他これに類する機関」は存在しないため、現在の規定でも影響等がないことから規定の改正は行わないものとします。

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４８人／６７９人　　７．１％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・第２項「適正に選任」の適正とは何を意味するのかが曖昧に思います。例えば、「委員を選任し、その選任理由等を具体的に書面で明示しなければならない。」などはどうでしょうか。 ・第３項「正当な理由」があり公開できない場合に関しての記述が必要と考えます。
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

本条は、審議会等への市民の参加について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 32 条（コミュニティ団体に対する市民等の責務）

市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

1　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

2　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

3　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４８人／６７９人　　７．１％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・原則、自治会に全員入会する責務があることを明確にする変更余地があるように感じる。高齢化、核家族化で退会者が増える、若い人の入会消極化が現状です。 ・自治会についての記述がない。コミュニティ団体に位置付けられるのだろうが、急速に会員が減少している背景に、しっかりした位置付けと、それへの支援の仕組みがないがしろにされているという現実がある。単なる利他の精神とボランティア活動では維持できなくなってきている現状から、明確な位置付けが必要である。 ・自治会には入って当たり前を前提としているこの条文、時代に合っていないです。 ・第 32 条及び第 33 条において、コミュニティ団体について言及されているが、自治会の存在を前提とした行政の在り方を見直すべき時期にあると考える。自治基本条例の見直しにおいて再優先課題ではないか。

庁内各部署	・まちづくりにおける最も大切なパートナーである自治会の重要性をアピールするため、単独の条例制定ではなく、最も尊重すべき条例と位置付けている自治基本条例に自治会に関する条文を追加するべきではないか。

4　見直しの考え方

コミュニティ団体のうち、特に自治会は、まちづくりに欠かせない存在であるが、自治会に対する考え方が多様化・二極化していることや加入率の低下が顕著であることから、現行の規定で十分であるか、第 33 条と併せて見直しを行う必要があると考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

自治会は、地域コミュニティを担う重要な団体であるが、自治会の他にも地域で活動する団体や市民活動団体など多様なコミュニティ団体が存在し、市民はそれぞれの立場でまちづくりに参加している。

また、自治会に対する市民意識の変化や加入率の低下といった課題に対しては、現行の第 32 条及び第 33 条の趣旨を踏まえ、加入促進を始めとする運用上の取組を充実させることが重要である。

以上のことから、現行規定の趣旨と自治会を始めとしたコミュニティ団体を取り巻く現状を総合的に勘案すると、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

自治会は、地域コミュニティを担い、市民生活を支える重要な団体である。一方で、まちづくりは自治会に限らず、様々な主体によって支えられていることから、本条例に自治会を個別に位置付けるのではなく、コミュニティ団体全体を捉えることが適当であると考える。

その上で、自治会が地域において果たしている役割を認識し、継続的に支援を行うとともに、社会情勢や自治会を取り巻く環境の変化を踏まえ、市自治会連絡協議会や各自治会と連携しながら、加入促進や負担軽減等の取組を進めていくことが求められる。

したがって、自治会については、条例に個別に規定することよりも、運用面での取組を充実させていくことが適当であると判断し、規定の改正は行わないものとする。

ただし、自治会は、防犯活動、美化活動等の地域活動や地域コミュニティの維持を始め、災害時の共助の取組において中心的な役割を担っていることから、自治会との協働の在り方について、継続的に検討していくこととする。

第 33 条（コミュニティ団体との協働）

市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。 ２　市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

逐条解説の改訂が必要 表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 「市民活動サポート室」を「ボランティアセンター」に修正した。

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４８人／６７９人　　７．１％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

コミュニティ団体のうち、特に自治会は、まちづくりに欠かせない存在であるが、自治会に対する考え方が多様化・二極化していることや加入率の低下が顕著であることから、現行の規定で十分であるか、第 32 条と併せて見直しを行う必要があると考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

自治会は、地域コミュニティを担う重要な団体であるが、自治会の他にも地域で活動する団体や市民活動団体など多様なコミュニティ団体が存在し、市民はそれぞれの立場でまちづくりに参加している。

また、自治会に対する市民意識の変化や加入率の低下といった課題に対しては、現行の第 32 条及び第 33 条の趣旨を踏まえ、加入促進を始めとする運用上の取組を充実させることが重要である。

以上のことから、現行規定の趣旨と自治会を始めとしたコミュニティ団体を取り巻く現状を総合的に勘案すると、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

自治会は、地域コミュニティを担い、市民生活を支える重要な団体である。一方で、まちづくりは自治会に限らず、様々な主体によって支えられていることから、本条例に自治会を個別に位置付けるのではなく、コミュニティ団体全体を捉えることが適当であると考える。

その上で、自治会が地域において果たしている役割を認識し、継続的に支援を行うとともに、社会情勢や自治会を取り巻く環境の変化を踏まえ、市自治会連絡協議会や各自治会と連携しながら、加入促進や負担軽減等の取組を進めていくことが求められる。

したがって、自治会については、条例に個別に規定することよりも、運用面での取組を充実させていくことが適当であると判断し、規定の改正は行わないものとする。

ただし、自治会は、防犯活動、美化活動等の地域活動や地域コミュニティの維持を始め、災害時の共助の取組において中心的な役割を担っていることから、自治会との協働の在り方について、継続的に検討していくこととする。

第 34 条（地区市民自治推進組織）

市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。 ２　地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とするとともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。 ３　市長等は、必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援するものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	おおむね妥当	地域づくり推進事業の活動結果を公表することについて検討されたい。
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	おおむね妥当	地域づくり推進事業の活動結果を公表することについて引き続き検討されたい。

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４８人／６７９人　　７．１％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 35 条（市民の課題解決に対する意識の高揚等）

市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。 2　市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援するものとする。 (1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成 (2) まちづくりに取り組む人材の育成

1　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

2　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

3　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４８人／６７９人　　７．１％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・市民への強制はおかしい。全面削除。
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 36 条（住民投票）

市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。 ２　市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	妥当	第２項については、住民投票が行われない限り評価不能。
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	第２項については、住民投票が実施されない限り評価できないが、第１項に基づき条例を定めていることから妥当と判断する。
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	第２項については、住民投票が実施されない限り評価ができないが、第１項に基づき条例を定めていることから妥当と判断する。

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ４８人／６７９人　　７．１％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

本条は、市政の重要な事項について、住民投票を実施することができることを定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第９章　広域連携及び交流

第 37 条（広域連携及び交流）

議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。 ２　市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。 ３　市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。 ４　市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。 ５　市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

逐条解説の改訂が必要 表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 公共図書館の広域利用・相互利用の説明に、平塚市との協定に関する記述を加えた。 また、あつぎＯＥＣフードに関する記述を改めた。

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	おおむね妥当	将来的なリスクに備え、今の段階から市外からの意見を取り込む仕組みを検討されたい。
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）	妥当	
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）	妥当	

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ３２人／６７９人　　４．７％

	【主な見直すべき内容・理由】 ・愛川町、清川村とは、ごみ問題などで特に連携している。その理由や基準を明文化すべき。また、現在、国内外の友好都市、防災姉妹都市の連携をしているが、その選定、協定締結の基準を明文化すべき。 ・友好都市の名称を記載してもよいのではないでしょうか？ ・第３項を削除するか、文末の「努めるものとする。」を「努めることができる。」に変更すべきである。 ・国際的な視野は必要であるが、あくまでも厚木市一般住民の社会的利益が最優先であるという視点を明示しておく必要がある。
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 10 章　自治基本条例推進委員会

第 38 条（自治基本条例推進委員会）

市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 ２　市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。 ３　委員会は、この自治基本条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。 ４　委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ２９人／６７９人　　４．３％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・委員会の委員の選出方法について明記すべき。「市民等で構成する」→不明確、市民以外は誰？ ・自治基本条例推進委員会の構成員がどのような基準で選任されているのか記載がほしい。
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

本条は、自治基本条例推進委員会の設置について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 11 章　自治基本条例の見直し

第 39 条（自治基本条例の見直し）

市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、４年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。 ２　市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。

１　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

２　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

３　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ２９人／６７９人　　４．３％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・期間が長すぎる。２年ごとに必ず見直しをするべき。（複数意見） ・条例の内容をみると、あまり時代に左右されるような内容ではないと思う。４年一度必ず見直しを行うのではなく、必要に応じて行う方が、お金や労力の無駄遣いにならないのではないでしょうか。（複数意見）
庁内各部署	なし

４　見直しの考え方

自治基本条例の見直しの期間について多様な意見があるが、市長や議員の任期に合わせ、任期中に１回は見直しが行われることを担保するため、「４年を超えない期間」としていることから、規定を改正する必要はないと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

第 12 章　自治基本条例の改正

第 40 条（自治基本条例の改正）

市長は、この自治基本条例を改正しようとするときは、この自治基本条例の目的、位置付け等を踏まえ、この自治基本条例の制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない。

1　前回の見直し（令和４年度）結果

改正不要

2　前回の見直し（令和４年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和５年度実施 （対象年度：令和４年度）	点検 対象外	
令和６年度実施 （対象年度：令和５年度）		
令和７年度実施 （対象年度：令和６年度）		

3　条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ２９人／６７９人　　４．３％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・改正に当たっては、パブリックコメントだけでなく、所得制限等で影響を受ける層への直接的なヒアリングを必須とし、市民の意思が確実に反映されるプロセスを構築すべきです。
庁内各部署	なし

4　見直しの考え方

本条は、本条例を改正する際に市民参加の機会を設けることについて定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考える。

5　自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

6　見直し結果

規定の改正が必要　・　逐条解説の改訂が必要　・　改正不要

厚木市自治基本条例の見直し（総点検）結果（案）に対する
パブリックコメント手続実施要領

１　目的

厚木市自治基本条例第39条では、市長は「４年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。」と規定されています。

条例施行後、３回目の見直しを令和４年12月に行ったことから、それから４年が経過する令和８年12月までに４回目の見直しを行う必要があります。

規定上、「見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。」としていることから、パブリックコメント手続を実施します。

２　パブリックコメント手続の対象

厚木市自治基本条例の見直し（総点検）結果（案）

３　パブリックコメント手続実施の周知方法

(1) 広報あつぎ（10月15日号）への掲載
(2) 厚木市ホームページへの掲載（10月15日から）
(3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

４　結果（案）の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で10月15日から11月16日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は、市民協働推進課（電話　046-225-2101）に連絡してください。

(1) 市役所第二庁舎３階 市民協働推進課
(2) 市役所本庁舎３階 市政情報コーナー
(3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
(4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
(5) 保健福祉センター
(6) 中央図書館
(7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ６階）
(8) 市ホームページ

≪市ホームページ閲覧ページ≫

5　意見等提出期間

令和８年10月15日（木）から11月16日（月）まで

※　郵送の場合は、11月16日の消印有効とします。

6　意見等提出資格

⑴ 市内に居住する方

⑵ 市内に通学し、又は通勤する方

⑶ 市内において活動する個人及び法人その他の団体

⑷ 市に納税の義務がある方

7　意見等提出方法

次の方法により提出してください。

⑴ 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。

≪電子申請システム（申し込みフォーム）≫

⑵ 市公式LINEにより提出する。

≪市公式LINE≫

⑶ 意見提出用紙を持参する。

ア　市役所第二庁舎３階 市民協働推進課の窓口へ直接提出

イ　市役所本庁舎３階 市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ　次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ｱ) 市役所本庁舎１階

(ｲ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ｳ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(ｴ) 保健福祉センター

(ｵ) 中央図書館

(ｶ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ６階）

(4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先　〒243-8511

厚木市市民交流部市民協働推進課市民協働推進係宛て

(5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号　046-221-0260

(6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス　2800@city.atsugi.kanagawa.jp

※　電子メールの件名「厚木市自治基本条例の見直し結果（案）パブリックコメント意見」

8　意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、自治基本条例の見直しに当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

(3) 提出された意見等の中で、「６.意見等提出資格」、「７.意見等提出方法」等に不備等があった意見については、パブリックコメント手続の対象外といたしますが、原則意見の公表を行います。